案件番号：121324043

令和６年度

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業の実施に伴う資料整理及び課題の検討業務

仕 様 書

令和６年７月
国土交通省　関東地方整備局
東 京 空 港 整 備 事 務 所

１．業務概要

本業務は、ＰＦＩ手法を活用した「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業（以下､｢本事業｣という。)｣の実施に伴って生じている事業契約書、業務要求水準書、入札説明書、入札説明書添付資料、質問回答書、提案資料（以下「事業契約書等」という。）の資料整理並びに課題の整理及び解決策についての検討を行うものである。

２．履行期限

契約締結日から令和７年３月１４日までとする。

３．業務内容

名称	内　　容	単位	数量	摘要
計画準備	計画準備	式	1	
協議・報告	協議・報告	式	1	
資料整理	資料収集整理	項目	1	
課題の検討	結果の検討	項目	3	
成果物	報告書作成	式	1	

４．提供資料

令和５年度　東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業の実施に伴う資料整理及び課題の検討業務

業務完成図書　　一式

５．業務仕様

5-1　総則

本仕様書に定めのない事項については､｢港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書｣（国土交通省港湾局　令和５年３月）及び「空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書｣(国土交通省航空局　令和６年４月)に定めによるものとする。

5-2　資料整理

ＰＦＩ手法を活用した本事業における事業契約書等に関する課題の整理、事業契約書等の変更に向けた検討、並びにこれらに関する資料の作成に際し必要な既往資料等を収集整理する。

5-3　課題の検討

1）本事業の事業契約書等に基づいて事業者（特別目的会社、以下「ＳＰＣ」という。）から提出される財務に関する書類及びＳＰＣが国以外と締結する契約書類等に

ついて、妥当性を確認する。

2）事業契約書等の変更に伴い発生する諸課題について、財務面・法務面からみた解決方策を検討するとともに、ＳＰＣとの協議において必要となる資料を作成する。

3）本事業の事業契約書等の変更を行う際に、ＳＰＣから提示された工事費以外の費用（諸費用等）について妥当性を確認するとともに、ＳＰＣとの協議において必要となる資料を作成する。

６．業務打ち合わせ

本業務に係る業務打ち合わせは、調査職員と十分に行うものとし、事前協議、中間報告、最終報告の３回を想定している。なお、打合せに係る旅費交通費については、未計上であり、調査職員と協議のうえ、設計図書の変更対象とする。

７．成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

1）電子納品とは、仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という。）を「土木設計業務等の電子納品要領」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と協議のうえ決定する。また、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン【業務編】」を参考にする。

2）「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）で１部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目については、調査職員と協議のうえ決定する。

3）仕様書の電子データは発注者が提供する。

4)業務完成図書の提出先は、下記のとおりとする。

国土交通省　関東地方整備局　東京空港整備事務所

東京都大田区羽田空港３－３－１　東京国際空港第三庁舎

８．検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

９．暴力団等による不当介入を受けた場合の措置

1)受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2)1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

3)1)及び 2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4)暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

10. その他

1)本仕様書に疑義が生じた場合は、すべて調査職員と協議の上決定するものとする。

2)本業務により知り得た事項を発注者の許可なしに他に流用してはならない。

以上